

金の中都から元の大都へ

渡辺健哉

はじめに

西暦十三・十四世紀は、モンゴル族が広大なユーラシア大陸の過半を支配した、世界史上でも画期となる時代であった。中華世界も、元朝（一二六〇～一三六八）によつてはじめて中国北部、次いで中国全土が支配されるようになった。その元朝が国都として選んだ場所こそ、のちに大都と名づけられた現在の北京である。

北京は明清王朝を経て現在に至るまで長期にわたつて中華世界の国都として認識されている。明代の一時期や中華民国期に、北京以外の地が「首都」に選ばれたこともあったが、最終的には常に北京が選択された。元代以降の近世中国社会において、北京が国都として必要とされる条件を兼ね備える都市であつたことを意味しているといえよう。

北京地区に都市が置かれたのは約三千年前にまで遡ることができる。そのうち金朝の貞元元年（一一五三）、海陵王の燕京遷都によつて、中都と名づけられて歴史上初めて王朝の国都に定められた。しかしながら、中都の場所は現在の北京

の西南地区にあたるため、現今北京の直接の雛型こそ、元朝の世祖クビライ（一二一五～九四）によつて建設された大都である。加えて、金朝の支配領域が華北に限られたことを鑑みれば、中華世界全域の国都となつたのも大都が嚆矢といえよう。ほぼ現在の紫禁城と同じ位置に宮城が置かれた元の大都こそ、現在の北京と直接つながっているのである。

ところで、日本における中国の都城に関する研究史を振り返つてみると、唐の長安や、明清の諸都市に関心が注がれ、中国近世を代表する都城の一つである金の中都や元の大都は看過されてきたといつても過言ではない。

加えて、都城研究の問題点として、たとえば北京史研究においては、「金の中都」「元の大都」「明の北京」というように、それぞれの王朝ごとに時代を画して検討する傾向が強かつた。各王朝の「首都」として北京を捉えるだけならばそれで充分かもしれない。しかしながら、前述したように、北京は金代より清代を経て現在に至るまで、中国の歴史上、稀にみる長期間にわたつて首都であつた事実ほもつと強調されてよい。妹尾達彦氏は七世紀から八世紀までのユーラシア大

陸東部には国家と都城が次々に築かれ、「都城の時代」とも呼ぶべき同時代現象が生じたと述べる(1)。妹尾氏のユーラシア大陸東部・東アジア全体に目配りをした、その巨視的な視野は大いに参考とせねばなるまいが、また一方で、伝統的な手法ではあるものの、水平軸で考えるのではなく、時間軸を貫いた分析も必要であろう(2)。本稿はこうした視点に立つて、どのようにして前王朝の「首都」を包摂して、新王朝の「首都」が形成されていくのか、という観点から「金の中都」と「元の大都」について考えてみたい。

本稿では、はじめに金の中都の概略を述べ、それが元の大都にどのような形で包摂されていき、さらにはその存在が元の大都にどのような影響を与えたのかについて検討する。なお本稿においてもこれまでの拙稿に従って、金代からの中都城を「南城」とし、また「南城」「大都城」と表記した場合、それぞれ城壁に囲まれた当該の空間を指すことを予めお断わりしておく(位置関係は次頁の地図を参照)。

一 金の中都

まずは研究史をごく簡単に振り返っておく。元の大都については、すでに劉曉氏と筆者の手によってまとめられたものが公表されているので(3)、そちらを参照されたい。

金の中都については、歴史地理学的な研究が主流を占めた。そのために、宮殿の比定や中都の外城の示す範囲に注目した分析が進められてきた(4)。

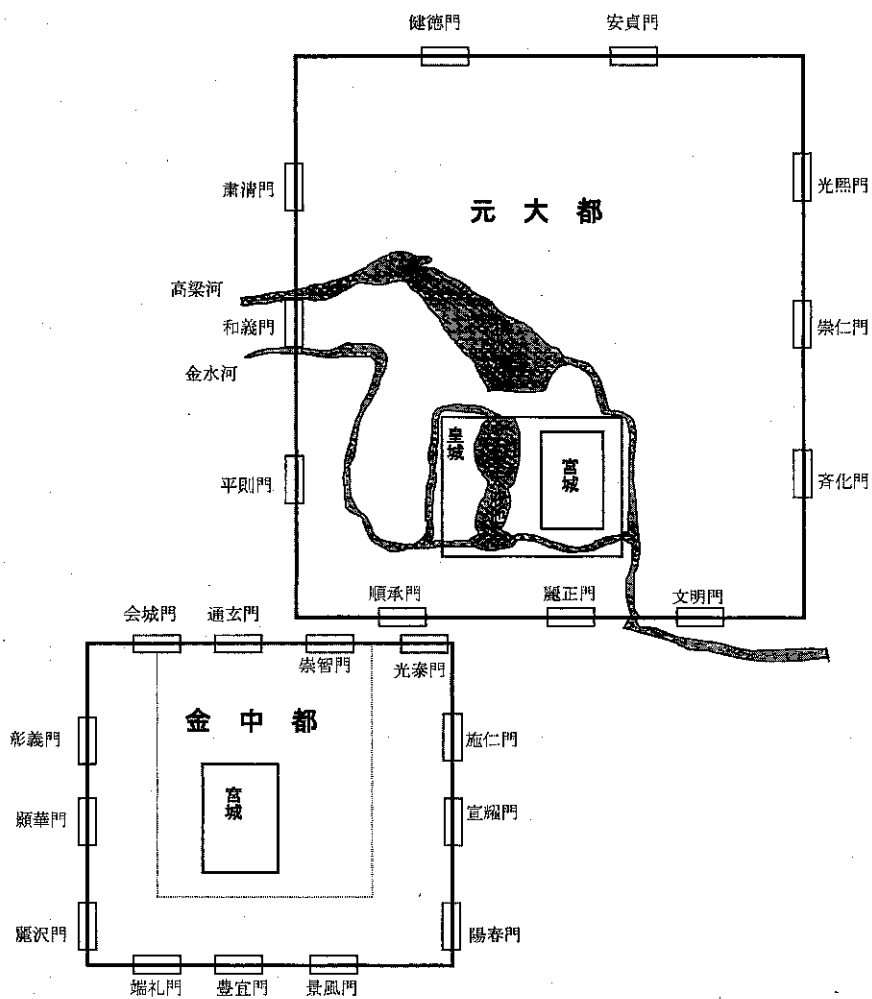
研究の大きな転回点となるのは、于傑・于光度『金中都』

の出版である(5)。当該書はそれまでの研究を踏まえ、金の中都に關して、政治・経済・社会等の多方面の分野から全面的に検討が加えられた。なお、『金中都』の分析手法には、その直前に出版された陳高華『元大都』の影響もあつたとみられる(6)。「金中都」出版以後、中都に關する研究はこの枠組みを踏襲しながら、細かな部分を解明する方向に進んでいった(7)。今後は既存の研究をベースに、金朝の展開に即した形で中都を位置づけた歴史学的研究や、中都内部の社会史的研究が求められていくことになるであろう(8)。筆者自身も中国で陸統と公表される石刻資料や、関連する諸研究を踏まえながら、金の中都に關する研究についても取り組んでいきたい。以下では、行論の都合上、その大枠を理解するために、都城(大城)と皇城(内城)の状況に絞って考察していく。

金の中都の都城の示す範囲をめぐることは、後引する明初に実測した記録である『明太祖実録』の記事にもつく三十五里説と、『大金国志』にはじまる後代の史料に記されている七十五里説とが対立していた。だが、閻文儒『金中都』で示された考古学的調査によって(9)、三十五里説が定着し、以後の研究では、七十五里の「七」が三十五里の「三」の誤記であるという認識になっていった(10)。

しかしながら于傑・于光度『金中都』では、三十五里の外側に七十五里の城壁の存在が想定されると指摘した(11)。その論拠として、乾道五年(一一六九)の南宋からの使者の記録、樓鑰『攻媿集』巻一一「北行日録上」が紹介されてい

11 金の中都から元の大都へ



る。改めて以下に引用してみよう。

(十二月)二十七日戊申、晴。……四更の初め、車で六十里を進み、盧溝河を過ぎて燕山城外に至った。(そこは)燕賓館から百余歩の距離であつた。(迎えに来た)使副は騎乗し、三節は衣冠で着飾つて、そのまま随つて燕賓館に入った。……酒果をふるまわれ、酒を九杯飲み終えて、城に入った。沿道には住居がなく、城濠の外に土壁は高く幅もあり、沿道の柳の木は整然と並んでいた。五里ばかり進み、端礼門外を出てようやく南門に至った。城壕を過ぎ、大石橋を渡り、第一楼に入った。七間で樓の名称はない。傍に二亭が有り、両側は青色の高い屏が延々と続いていた。反対側には六門が開かれ出入にあてられていた。ある人がその中は軍隊が駐屯する場所だと言つた。ついで豊宜門に入った。門楼は九間、壮麗な門で、三門に分かれており、東門から入った(12)。

つまり、「燕山城外」にあつた燕賓館で酒食のもてなしをうけた後に「入城」し、そこから「五里」進んで端礼門外に到達している。つまり、都城のさらに外側に何らかの障壁があり、そこを通過することが「城に入る」ことで、その後「道旁に居民無し」「夾道の植柳甚だ整ふ」という風景が続いていたという。もしもこの説が成立するとすれば、外城―大城―内城―宮城という四重構造になっていたといえ、この時代の特徴として特筆される事象といえるかもしれない(13)。

それでは、金の中都の一番外側の城壁とはどのようなもので

あつたと考えればよいのであるうか。二つの事象を紹介してその点について考えてみたい。

まず、乾道六年(一一七〇)に南宋から中都に向かつた范成大の記録である『攬轡録』では、「豊宜門に入れば、即ち外城門なり」と記す。つまり、一番外側の城壁を意識した形での記録を残していない。さらに元代に至つて、大都城を建設するにあたっては、既存の建造物を破壊することなく建設された。『元一統志』巻一「大都路、古蹟」には、

慶寿寺 寺碑によると、金の大定二十六年に建設された。……翰林学士承旨徐琰が撰じた碑に、「海雲・可菴は皆寺の西南隅に葬むつた。至元四年に大都城を造営した際に、二師の塔はたまたま城壁の底部に当たるため、塔を破壊して城壁を直線にしようとした。そこで世祖から、以塔を動かすな、城壁を曲げて塔を避けよと命令がくだつた(14)。……」とある。

とあつて、既存の二師の塔を破壊することなく、それを避けるように湾曲した形で元の大都の外城壁が築かれたという。既存の建造物は避ける形で大都城の外城を築くという方針が貫かれたとするならば、都城のさらに外側に堅固な城壁を想定することは難しいのではなからうか。しかし、全く何も存在しなかつたというわけではなく、意識しない程度の物理的な障壁――一三メートルほどの低層の土盛りのようなもの――の存在した可能性が想定できる(15)。この問題は元の大都の展開を考えるうえでも、重要な問題となり得るので、今後より深く考えていきたい。

次に宮城の沿革について述べていく。金の天徳三年(一一五二)三月、第四代の海陵王は遼の燕京城の拡充と宮城の建設を命じ、翌月には遷都の命令を発する(16)。この建設にあたっては北宋の都である開封の宮城が参考に使われたという。「元一統志」卷一「大都路、建置沿革」によると、

天徳三年、海陵王は燕に遷都しようと決意した。(また)上書する人々は、上京臨潢府は金領の辺境に位置しているために、官は物資輸送に苦しみ、民衆が訴訟等の訴えに赴くにも難渋している。燕を都にし、それで「天地の中」に位置づけたほうがよい、と言った。人々の意見と海陵王の意図とが合致し、そこで左右丞相の張浩・張通、左丞相の蔡松年(17)に命じて、諸路の民夫を徴発して燕京を築かせた。制度は開封のようにさせた(17)。

とあり、建設にあたって北宋開封の宮城を参考に作られた。同じく『三朝北盟会編』卷二四四、紹興三十一年(一一六二)十一月二十八日丙申の條所引『金遼圖經』には、

顔完亮は燕に遷都しようとして、画工を派遣して開封の宮室制度を描かせた。その寸法については細かく数値を記録させ、これを左丞相の張浩らに与え、図面にもとづいて燕京を造営させた(18)。

とあって、画工を派遣して開封の宮城制度を参考にしたとある。そもそも、靖康元年(一一二六)十一月に開封を陥落させたあとに、城内の様々な物品を押収したが、その中には儀礼用の道具や「秘閣三館書籍」「監本印板」と並び、「皇城宮闕図」という、おそらくは開封の宮城図に相当するものも

あった(19)。中都宮城の建設にあたって、何らかの参考にした可能性が高い。

そして貞元元年(一一五三)三月、遷都が実行された(20)。同年、中都建設において功績のあった張浩が「諸ふらくは凡ゆる四方の民の中都に居せんと欲する者、復十年を給し、以て京師を實たされんことを(傍点筆者)」と上奏をして(21)、これが裁可されている。人口の増加を促すために徭役の免除措置を行ったのである。

二 金の中都から元の南城へ

それでは、この金の中都は、元朝治下においてどのような状態であったのか。この点については、すでに別稿で検討を加えているため(22)、本章ではその内容をまとめておく。

結論から述べてしまうと、南城は元末明初まで大都の西南に位置したまま存在していた。それは当初になつて実測を行った際の数値が『明太祖実録』卷三四、洪武元年(一一三八)八月戊子の條に残されていることから理解される。

大將軍徐達は右丞薛瑄・參政傅友徳・陸聚等の將兵に大同を攻略させ、指揮葉国珍に北平の南城を計測させた。周囲は約五千三百二十八丈、南城は金代の中都である(23)。

大都攻略の總司令官徐達が南城の測量を行なわせている。ここからは測量を可能にさせた何らかの目印となるものの存在が想定でき、外城城壁は完全に破壊されたわけではなかったことが分かる。「五千三百二十八丈」は約十六キロメートル

で、金の中都の考古学的調査によって得られた約十八、七キロメートルと近い数値が得られる⁽²⁴⁾。金が滅亡したからといって、中都が完全に消滅したわけではない。人々はそこに居住し続け、それが元末まで続いたのである。以下では、元初の南城の状況から見ていくこととしよう。

元初の段階で荒廃した華北の復興に伴い、南城に人を集めることが開始される。中統二年（一二六一）には、モンゴル人のアクセサリーを製作する、カラコルム（和林）やバイバリック（白八里）の宝石細工職人が南城に集められた⁽²⁵⁾。翌中統三年には、「弘州の錦工繡女を京師に徙す」とあるように⁽²⁶⁾、弘州の織物業の職人を南城に移住させている。至元二年には、チンカイ・バルガスン（鎮海）・バイバリク（白八里）・ケムケムジュート（謙謙州）の工芸職人、ヌハイ（奴懷）とテムデル（忒木帶兒）が管理していた砲手の移住があった⁽²⁷⁾。以上のように、元朝政府は強制的に官営工業の職人たちを移住させ、都市住民を充足させていったのである。

この南城では、当然のように都市生活が営まれていた。『析津志輯佚』『古蹟』（一〇七頁）に「崇義樓・景角樓・攬霧樓・遇仙樓の以上は俱に南城に在り、酒樓なり」とあるように⁽²⁸⁾、南城内に酒樓が存在し、賑やかな都市生活が営まれていたことを裏づける⁽²⁹⁾。さらには、豪民等によって、屋敷の拡張や垣根の設置が勝手に行われ、街路の不法占拠、いわゆる「侵街」現象の痕跡までも確認できる⁽³⁰⁾。「侵街」現象の発生という事実から、通りに沿った商店街が形成さ

れ、活発な商業活動も営まれていたとみなせよう。

至元二十二年（一二八五）には、官吏及び一般住民の移住規定が公布された。有名な移住規定の条文であるが、『元史』卷一三、至元二十二年二月壬戌の條をあらためて掲げておく。

詔して旧城の居民で京城に遷る人間について、資産が多くあつかつ官僚身分の者を優先的に先に移住させる。そこで制を定めて地八畝を一區画とし、あるいは八畝以上の土地を占めたり、家屋を造ることができないものについては、勝手に住むことはできず、（その場合は）一般住民が居室を作るのを許可する⁽³¹⁾。

注目すべきは、自由な移住を許したのではなく、財産を持っている者と官吏であることが優先された点と、住宅を造る資力を持たない者の入城も許されなかった点である。つまり、一定程度の財産を持つていない者、官職に就いていない者はひとまず南城にとり残されたのである。この移住規定がいつ頃まで効力を発揮していたのか定かではないが、一般庶民の自由な移住も移住規定の公布からある程度の時間待たねばならなかったのではないだろうか。

大都城と南城とが截然と区別されていたことは、公文書からも明らかである。『大元聖政国朝典章』（以下、『元典章』と略記）三五、兵部二、軍器拘収、禁治弓箭彈弓に、至大元年（一二〇八）の中書省劄付に引かれた聖旨には以下のようにある。

……又大德四年（？月）初四日、受け取った聖旨に以下

のようにある。「大都の中と旧城の中にいる人民は、いかなる人も弾弓を造つてはいけない。また弾弓を所持してもいけない。このように宣諭したので、弾弓を造る者と弾弓を所持した者については、杖七十七として、家財の半分を没収せよ」と聖旨があった。欽此⁽³²⁾。

大都城と南城の住民に対して、武器の製造と携帯を禁止している内容であるが、大徳四年（一二三〇）になると、大都城と旧城（南城）とを明確に区別している。さらに、ペルシア語史料でもこの区別がなされていた。ラシードの『集史』においてカンバリクは中都（＝南城）を指し、大都はそのままDaiduと表記されていたという⁽³³⁾。この区別が明らかになるには、当然の前提として、二つの都市が並存しなければならぬ。

大都城と南城との区別によって、大都城には官僚層が、一方で南城には庶民階層がそれぞれ居住することになる。こうしたもとでの南城の状況を端的に物語る史料が、虞集『道園学古録』巻五「游長春宮詩序」である。

国朝の初めに大都城を燕京の北東に造営し、民衆を移住させて大都城を充実させた。（そのために）もとの燕城は廃れてしまい、ただ仏寺・道観だけが破壊されずに残っていた。その大きく麗しいこと、人が自然と集まるのに充分である。従つて現在に至るまでの約二十年、京師の民や物資が日々豊かになりつつも、しかし年中行事としての遊覧は南城のほうが盛んである⁽³⁴⁾。

引用した文章の前言によると、これは大徳八年（一二三〇四）

南城にあつた長春宮に赴いた際の記録である。財産制限による移住によって、燕城＝南城に残つたのは仏寺と道観だけであるといい、商業的にも繁栄し始めた「大都」の中で南城が行楽地として性格を変えていく様子について述べる。前述の移住規定からも分かるように、移住したのは主に官僚層で、彼らが居なくなつたことをもつて「廃れた」と表現しているのであり、大多数の人々は南城に居住し続けていたと推測される。

一方で大都城に居住していた人々にとつて、南城は遊行の地という側面を有していたことは見逃せない。こうした南城の様子は詩歌より理解できる。迺賢『金台集』巻三「南城咏古十六首序」に以下のようにある。

至正十一年の八月既望、太史の宇文公・太常の危公と一緒に燕人の梁士九思・臨川の黄君殷士・四明の道士王虚齋・新進士の朱夢炎と私の七人で、馬に乗つて南城に出かけ、金代の故宮の遺蹟を見に行つた。城中の塔・楼観・台榭・園亭等を全て見て回り、その残された碑石や柱のあとを触つて、詩を作り、その興廃についてみなで論じあつた⁽³⁵⁾。

元末の至正十一年（一二五二）、カルルクの人である迺賢が友人と誘い合せて、南城へ出掛けている。元末になると、「其の残碑・断柱を拭ふ」とあるように、すでに金の宮城の建物も荒廃が目立ってきたのである。この序文の後、「黄金台」から始まる十六カ所の下で五言律詩を詠んでいるように、文人達が南城の様子を詩に詠み込む例がしばしば見られ

る。

以上のように、金の中都が南城として元末まで存在することが確認された。それでは、大都城はどのように建設されたのか。章を改めて検討していこう。

三 大都城の建設

本章では大都城の建設について考察していく⁽³⁶⁾。

大都城は一番外側の城壁、皇城を囲む城壁、太内を囲む城壁の三重構造になっていたと指摘されている⁽³⁷⁾。この点は上都が外城・皇城・宮城の三重構造をなしていたのと同様である⁽³⁸⁾。本章では、大都城の建設過程について時間軸に沿って整理しておく。

金の中都南城の修繕計画を放棄した世祖クビライが大都城の建設工事を開始するのは一体いつのことであったのか。『元史』巻六、至元四年正月戊午の條に「城大都」とあることにもとづいて、大都城建設の開始は、一般に至元四年（一二六五）とされてきた⁽³⁹⁾。しかしながら、これらの史料は建設工事の着工を公式に宣言するものに過ぎず、実際は宮殿建設のための資材運搬用の運河開鑿の時期、つまり至元三年十二月から工事は開始された。以下は『元史』巻六、至元三年十二月丁亥の條の全文である。

安肅公の張柔・行工部尚書の段天祐等に詔してともに行工部事を行い、宮城を修築させた。太府監を宣徽院の下に入らせて、そこで宣徽院使に太府監のことも管理させた。詔して高麗に至元四年の暦日を賜与し、高麗を慰撫

した。大安閣を上都に建てた。金口を鑿ち、盧溝の水を導引して西山の木・石を運んだ⁽⁴⁰⁾。

従来の研究では、前半部の張柔と段天祐が宮城工事の責任者となったことをもって、工事が開始されたとしていた⁽⁴¹⁾。しかしそれだけではなく、ここでは、後半の「金口を鑿ちて、盧溝の水を導き以て西山の木・石を漕す」という一文にも注目したい。西山は北京西北部の山地の総称で、主な山に万寿山、玉泉山、香山などがある。ここでは木材や漢白石灰などの建築資材が調達でき、さらには住民生活に必要な石炭も得られた⁽⁴²⁾。こうした資材を円滑に輸送するために開削されたのが金口運河である⁽⁴³⁾。

金口運河は金代から利用されていたものの、モンゴルとの戦乱期に土砂が堆積したため、河道が塞がれてしまった。この金口運河に再び注目したのはのが郭守敬である。『国朝文類』巻五〇、齊履謙「知太史院事郭公行狀」には以下のようにある。

（至元）二年、都水少監を授かった。……さらに以下のように言った。「金代、燕京の西の麻峪村から、盧溝の支流を導いて、東流して西山を穿ちて出させていたが、これを金口運河といっていた。その水は金口より東、燕京より北にかけて、畑に注がれ、それによって生じる利益は計り知れなかった。（ところが）金とモンゴルとの戦争が発生してから、河を守備する人間が水を奪われることを恐れ、大石で河道を塞いでしまった。今もしも以前の河道を調査し、水を流れるようにさせたなら

ば、西山から生じる利益を高めることとなり、さらには京畿の漕運を拡充させることになるであろう」と。世祖はその上奏を認めた(44)。

至元二年に郭守敬は、金口運河を再び開削すれば「上は以て西山の利を致すべく、下は以て京畿の漕を広ぐべし」と世祖に説き、その策が採用されて、前記の至元三年十二月より工事が開始された。

金口運河を利用して運搬された「西山の木・石」は大都造宮の建築資材にあてられた。大都城で木材を受領する官署が木場である。木場は、『元史』巻九〇、百官志六、大都留守司に、その職掌が「宮殿を造営せる材木を受給す」と記される官庁で、大都城の南側と東側に至元四年になつてそれぞれ置かれた。木場の設置が至元四年であるのも、金口運河開削と連動していたとみて間違いない。以上のように、資材搬入用運河である金口運河の開削をもつて、大都城の実質的な工事が開始されたのである。

そして至元四年より、宮城を含めた大都城の建設工事が始まつていく。まず、宮繕のための官署がこの時期に集中的に設立された。『元史』巻九〇、百官志六、大都留守司に属する部局の設立年代を確認していくと、中統四年、至元四年と後述する至元十一年に設立されたものが目立つ。至元四年に設立されたものとしては、器物局の採石局と山場、大都四密場の西密場、そして前述の木場である。これらはすべて城壁や宮殿の建築資材を調達する部局である。明らかに、大都城建設工事のために設立されたと考えられる。特に建物の建設

にあつて必要とされる、大量の磚瓦の製造が求められた密場の役割は重要であつたに違いない。すでに中統四年の段階で、南密場と琉璃局が設立されていた。これらは中都城の改造工事のために設置されたと考えられるが、このまま磚瓦を製造して大都城の工事に備えたのであろう。さらに加えて、西密場が設立されたのである。大都四密場については、『元史』巻九〇、百官志六、大都留守司に「匠夫三百余戸を領し、素白・琉璃の磚瓦を营造し、少府監に隸す」とあつて、素焼き乃至は紋様の押された磚瓦を製造していた。こうして建築資材を集める部局が設立され、宮城の営建工事と並行して、大都城全体を囲む城壁が建設されていったと考えられる。

次いで、皇城について概観していく。一般的に元朝における皇城とは太液池とよばれた湖をはさんで、東側の大内(「宮城」と、西側に配置された隆福宮と興聖宮を含んで囲まれた空間を指す。隆福宮と興聖宮は後世になつて建設されたため、ここでは、皇城を囲む城壁と宮城の建築物の建設について考察を加えていく。

前述した至元三年十二月の金水河の開鑿工事と、翌年正月の提点宮城所の設立をもつて、工事は実質的に開始された。ただしその前に世祖クビライが起居していた空間が存在する。それが瓊華島の宮殿である。

これまでの研究に拠れば、金代の離宮が置かれた瓊華島周辺に世祖が居住し、そこを囲む形で城壁が造られ、次いで瓊華島宮殿を改造することで、宮城を造営していったと考えら

れている。杉山正明氏がすでに指摘しているように(45)、世祖は至元元年二月に、瓊華島宮殿の修繕を也黒迭兒に命じており、その周辺に居を定めていたようである(46)。杉山氏は、水辺の近くに居住するというモンゴル民族の習性面から、この地に居を定めた理由を説明しているが、史料の提示には至っていない。この点を史料面から補強しておく。

まず『高麗史』卷二六、元宗二年(一二二六)十月己未の條に、「十月王万寿山殿に辭し、帝駱駝馳十頭を賜ふ」とあって、至元元年に中都に訪れた高麗王王賻(のちの元宗)は世祖クビライと瓊華島にある万歳山(万寿山)で会見を行った。つまり大都城工事中のクビライの居住空間は、中都の「中」ではなく「外」だったのである。

さらに、瓊華島宮殿が夏の国都である上都の宮殿と同列にみなされていたことを、『永樂大典』卷一九七八一所引『經世大典』が言及している。

繩局 中統五年始めて置く。提領二員。祇応司、国初に開平府の宮闕・燕京瓊華島の上下殿宇を建設した(47)。

上都の宮闕と並記した形で瓊華島宮殿の建設について記されている。このことから、すでに都として機能していた上都と同等の重要性を有する空間として、瓊華島宮殿が扱われていたことを理解できる。そしてこの瓊華島を囲む空間が皇城と化していく。

当初皇城を囲む空間には城壁が存在しなかった。『元史』卷九、兵志二、開宿軍によれば、

成宗の元貞二年十月、樞密院の臣は以下のように言っ

た。「以前大朝会の時、皇城の外には牆垣が無かったため、軍隊が周りを取り囲み、警護に備えた。今は牆垣が完成し、南・北・西の三面については軍を置くべき状態であるが、御酒庫のある西面のみ、土地が狭いために置くことができない。我々は丞相完沢と協議して、各城門に蒙古軍を配置し、周橋の南に戍櫓を置いて、朝晩の警備に備えさせて頂きたい」と。これに従った(48)。

とある。ここでの「皇城」は宮城を指す。かつて宮城の外側を囲む城壁は存在せず、そこを「開宿軍」と呼称された軍隊が取り囲んでいた。しかしこのままでは警備上の不安も感じられたのであろう、そのために「牆垣」が建設されたと考えられる。この史料によれば、元貞二年(一二九六)の段階では城壁は存在していた(49)。

それでは、ここの城壁はいつの時点で建設されたのであろうか。これが遅くとも至元八年までに完成していたと推測させる史料が存在する。それが、『元典章』四一、刑部三、大不敬、闖入禁苑である。

都堂の鈞旨に「(刑部に?)送下された監修宮である也黒迷兒丁の呈文に『太液池の囲子の禁牆を飛び越えた楚添兒を捕まえたこと。本人の供述書に「六月二十四日、酒に酔っていたところ、崩れていた土牆を見た。(そこから)潭内を望いたところ、船があった。蓮の実を採ろうと思ひ、牆を飛び越えたところで捕まってしまう、役所に連行された」と(供述書に)あった」と(呈文に)あった。法司の判断によると『闖入禁苑については、徒

一年、杖六十にせよ』とあった。刑部の判断によると『杖五十七にせよ』とあった。中書省はこの刑部の擬定を認めた」と(都堂の鈞旨に)あった(50)。

この判例は宮崎市定氏の研究を踏まえると、至元八年以前の出来事と比定できる(51)。さらに、陳垣もこの史料を引用して指摘するように、「也黒迷兒」は職掌から考えて、中統四年(一二六四)三月に金の離宮であつた瓊華島宮殿の修繕を提言した「也黒迭兒」と同一人物であろう(52)。「監修宮」という官職は判然としないが、「也黒迭兒」は至元三年八月に、「茶迭兒局諸色人匠總管府達魯花赤」と「監宮殿」の職を領している(53)。「監宮殿」についても、陳垣が土木工程の局長と指摘するように、宮殿建設や管理に関わる官職であるから、「監修宮」も同様の職掌を担うのであろう。ここから、史料にもあるように、至元八年までには瓊華島を含めた太液池を囲む空間を城壁が囲んでいて、そこに侵入することは「大不敬」に相当する「闖入禁苑」とみなされた。土壁が傷んでいたというから、すでにある程度の時間が経過したとみられる。

最後に宮城内部の状況について見ていく。まず、宮城の建設工事自体は前述した至元四年以降に開始されたのである。その後の経過は判然としない。『元史』本紀に、至元七年二月に「歳飢を以て宮城を修築せる役夫を罷めしむ」とあり、飢饉を理由に宮城建設の労働者を解職した記事が見出せる(54)。至元七年段階でも宮殿の建設工事が行われていたと推察される。

さらに、至元八年二月になると、「中都・真定・順天・河間・平滦の民二万八千余人」を動員して宮城建設にあたらせ(55)。この頃に宮城を囲む城壁の建設も行われたようである。陶宗儀『南村輟耕錄』卷二「宮闕制度」には、

宮城の周廻は九(八)里三十步。東西は四百八十步、南北は六百十五步、高さは三十五尺、(城壁は)甃で覆つた。至元八年八月十七日の申の時に工事を開始し、明年三月十五日に工事を終えた(56)。

とある。六里三十步が約三、四キロメートルに換算されることから、この史料は宮城城壁の建設を示している。甃(レンガ)で積まれた高さ約十一メートルの牆が至元八年八月から翌年の三月にかけて建設された。

至元九年五月には、「宮城初めて東西華・左右掖門を建つ」とあり(57)、宮城を囲む城壁の東華門・西華門とその両側に配された掖門が完成した。皇城と宮城とを囲む城壁が完成していったのである。

宮城内の建築物の具体的な建設状況を伝えてくれる重要な史料が、森平雅彦氏が紹介した『動安居士集』卷四「寶王録」である(58)。この史料は、高麗の使節が元朝の立皇后・皇太子を祝うために大都を訪問した際の記録だが、このなかに「至元十年八月二十七日に大都で開催された長朝殿の落成式の模様が描かれている。森平氏は先行研究も踏まえつつ、この長朝殿を大明殿に比定する。至元十年八月には中心的建築物が完成していたのである。さらには、至元十年十月に「初めて正殿・寝殿・香閣・周廡の祠翼室を建つ」とあるよ

うに(59)、大明殿、寢殿と香閣をめぐる周廡が建設された。

そして、至元十一年正月に、まだ建設途中であらう他の建物を残しつつも、世祖は大明殿で、モンゴル人貴族や官僚、そして高麗等の外国使節達による正月の朝賀を受け、ここに大都城の完成を内外に宣言したのである(60)。大明殿は宮城の中心をなす建築物で、東西二〇〇尺(約六三メートル)、南北一二〇尺(約三七メートル)、高さ九〇尺(約二三メートル)で、国都の偉容を示す、象徴的な建築物であった(61)。

このように、大都城の工事着工から七年を経過して宮城は完成した。この後も建築は続き、四月からは、皇太子宮である隆福宮の建設も開始された(62)。そして、『元史』卷八五、百官志一、工部の諸色人匠總管府に属する部局の設立年代を確認していくと、梵像局(「董絵画佛像及土木刻削之工」)、出鐵局(「掌出鐵鑄造之工」)、銀局(「掌金銀之工」)、鑄鐵局(「掌鑄鉄之工」)、瑪瑙玉局(「掌琢磨之工」)、石局(「董攻石之工」)、木局(「董攻木之工」)、油漆局(「董髹漆之工」)が至元十二年に設置されている。これらはその職掌から察せられるように、建物内部の精緻な装飾を行うための部局に違いない。すなわち、建築工事は一段落を迎え、以後は建物内の内装作業が始まっていくのである。

四 南城の存在に規制される大都城

以上、大都城の宮城が完成し、このうち大都城内の整備が進みつつも、一方で、南城が元末まで存在し続けたことを確

認した。こうした状況のため、予想外の混乱も発生したようである。『秘書監志』卷三「解字」に収録される『大元一統志』編纂に関わる上奏によると、秘書監の官庁が南城にあるため、居住している大都城から南城に通勤する官員が不便を訴えている(63)。ここから、住民の移住規定が有効に機能して、秘書監の官僚も大都城に移住していたにも拘わらず、オフィスが南城にあるため、通勤に際して不便を強いられていた様子が分かる。ちなみに、秘書監が移転するのは、皇慶元年(一一三二)になってからのことである。

以上、本稿においては、南城の存在が大都城を考察するうえで無視できぬ要素であることを繰り返し述べてきた。最後にこの南城の存在が大都城の開発の方向までも規定したということを指摘したい。結論を先取りしてしまうと、大都城は南城の存在により、南側から開発が始まり、それが徐々に北に向かっていったと考えられるのである。

まず、宗教施設の大都城における建設状況から、この点を考えてみる(64)。大都城内には数多くの仏寺・道観が建設された。その建設場所と建設年代の關係に注目しつつ宮城を中心として、東部・西部・南部・北部それぞれの傾向を探ってみた。その結果、南城に近い西南部に多くの寺観が建設された。さらに述べれば、北側にはあまり建設されていなかった。である。中央部ともいうべき、金台坊にはいくつかの寺観が建設されていた。金台坊について、『永樂大典』所引『順天府志』では、

万寧寺は金台坊にある。元代は城の中心部に相当し、そ

のためにその閣は「中心」と名づけられた。今（明代）は城の正北に相当する（65）。

と述べられ、明代北京城の正北に相当する街区が、大都城にとつての空間的な中央区画に相当すると理解されていた。金台坊に寺観が建設された理由はまさにこの点にあったと考えられる。つまり、官員をはじめとする人々がその南側に広がる皇城を中心とする空間に集まったとしても、空間的な中央に位置する金台坊に寺観を置くことに意味があったのであろう。従つて、大都城の中心部に位置していたという要素を持つ金台坊は特別な街区であつたとみなせる。そしてとりわけ重視すべきは、金台坊の北側に建設された寺観が確認できない点である。つまりこのことは、大都城の開発が中央より北側にまで及ばなかつたことを示唆している。

また、中央官庁——中書省・尚書省・御史台・樞密院——についても、その場所は、官庁街とも称されるような集中的な配置がなされたわけではなく、概ね宮城を囲むように建設されていた（66）。つまり、官庁も大都城の北半に建設されることはなかつた。

さらに、元代中期の仁宗時代に再開された科挙に関連する一連の行事の場所——孔子廟・国子監・翰林院等——についても確認をしていけば、大都城の中心から東西に広がった場所に置かれていた（67）。やはり、中期に至つても、大都の開発は北半部にまで進展することがなかつたと考えられるのである。

以上の点を考えると、杉山正明氏の「大都北半市街区は、

いわば石灰をひいたまま、結局は人が入居しなかつたと見ていいのではないか。大都は都市機能が南半に集中していて、北半はすこぶる市民生活に不便である」という見通しは正鵠を射ていると筆者は考えている（68）。なぜなら、この大都の北半が無人の地であつたのではないかという推測は、明初の北京改造工事と併せて考えるとより説得力が増すからである。

北京改造工事の過程を概述すれば、以下のようなになる。まず、洪武帝期の將軍徐達によつて城の北側が放棄され、城壁は南に約二・五キロメートル移動する。大都が南北に長い長方形であつたのに対して、この時点で大都城の北側約三分の一が切り捨てられ、ほぼ正方形となつた。次いで永楽十七年（一四一九）になると、城壁を南に一キロメートル拡張する。これによりほぼ正方形でかつ皇城が中心に据えられた国都が現出した形になる（69）。つまり、明初の北京改造工事において、大都城の北半が放棄されたことは、この空間には元末明初に至るまで開発の手が加えられなかつたことを暗示している。

おわりに

本稿で述べたことを以下にまとめておく。まず、金の中都の都城の外側の外郭城の存在と宮城の建設について確認した。ついで、金の中都が元代になると南城・旧城として元末明初まで存在し続けていたことを述べた。そのうえで大都城の建設当初の状況を時間軸に沿つて概述した。最後に、南城

の存在が大都の城の開発の方向性を規定し、大都城はその南側から北に向かって開発が進み、結果的には北半にまで開発の手が及ばなかったのではないか、という見通しを述べた。

本稿において確認してきたように、元代を通じて、一貫して大都城の西南には金代以来の中都城が明初まで存在し、両城は一体となり、「大都」の都市空間を形成していた。さらに、この都市空間が明代における北京城内城・外城に継承され、現今北京の祖型となっていく。これまでの研究では、「狭義の大都」ともいうべき、新城である大都城にのみスポットが当てられてきた。しかしこれからは、南城と大都城とを一体とみなして、そこを広域の「大都」と考えるべきである。

北京は唐の長安や北宋の開封とは異なり、支配民族を交替しながら、世界史上でも類を見ないほど長きにわたって都であり続けた。そして現代に至るまで首都であり続けるということは、中国都城の一つの到達点といえる。しかしながら、これまでの研究では「金の中都」「元の大都」「明の北京」「清の北京」といったように、王朝ごとに区切って研究が深められてきた。それゆえ、「何が」「どのように」継承され、「何が」「どのように」放棄されたのか、といった視点は捨棄されてきた。従ってこうした点に配慮しながら検討することは、北京形成史を検証する上で重要な材料を提供してくれるに相違ない。王朝ごとの検討から脱し、北京を通観する視点がこれからは重要になっていくと筆者は考えている(70)。

注

- (1) 妹尾達彦「東アジア比較都城史研究の現在——都城の時代の誕生」(『中国——社会と文化』二六、二〇一年)を参照。妹尾氏はこの他にも、中国の都城史に關して、最近の研究動向を紹介しつつ、今後の方向性までを射程に入れた論考を幾編か公表している。ここでは、妹尾達彦「都市の千年紀をむかえて——中国近代都市史研究の現在」(中央大学人文科学研究所「編」『アフロ・ユーラシア大陸の都市と宗教』中央大学出版部、二〇一〇年)の一編を紹介するに止める。

- (2) 田村実造「歴史上からみた北京の国都性」(『史料』二八—三、一九四三年、のち『中国征服王朝の研究(中)』東洋史研究会、一九七一年所収)は、北京の通史を地政学的に考察した早期の試みである。なお、当該論考は、一九四一年十一月三〇日に京都大学で開催された「支那学会」での、「歴史上よりみたる北京の国都的性格」と題する報告にもとづいているとみられる。「彙報」(『東洋史研究』六一六、一九四二年)を参照。

- (3) 劉曉「元代都城史研究概述——以上都・大都・中都為中心」(中村圭爾・辛德勇「編」『中日古代城市研究』中国社会科学出版社、二〇〇四年)、拙稿「大都研究の現状と課題」(『中国——社会と文化』二〇、二〇〇五年)を参照。

- (4) 古典的研究として、奉寛「燕京故城考」(『燕京学

報』五、一九二九年）や、那波利貞『遼金南京燕京故城疆域攷』（高瀬博士還暦記念 支那学論叢）弘文堂書房、一九二八年）等が知られている。

(5) 于傑・于光度『金中都』（北京出版社、一九八九年）を参照。

(6) 陳高華『元大都』（北京出版社、一九八二年、のち陳高華・史衛民『元代大都上都研究』中国人民大学出版社、二〇一〇年として出版）を参照。本稿では、最新版であることを鑑みて、『元代大都上都研究』の頁数を示すこととする。

(7) 前掲註(5) 于傑・于光度『金中都』に続く概括的な研究として、于光度・常潤華『北京通史（四）』（中国書店、一九九五年）や、于德源・富麗『北京城市發展史（先秦—遼金卷）』（北京燕山出版社、二〇〇八年）等がある。

(8) とくに、北京市文物局（編）『北京遼金史跡図志（上）（下）』（北京燕山出版社、二〇〇四年）に掲載されているような石刻資料を利用した研究が今後は進んでいくと思われる。

(9) 閻文儒『金中都』（『文物』一九五九—九）を参照。

(10) 前掲註(6) 陳高華・史衛民『元代大都上都研究』一五頁、楊寬『中国古代都城制度史研究』（上海古籍出版社、一九九三年）四四六頁を参照。

(11) 前掲註(5) 于傑・于光度『金中都』六一頁を参照。

(12) （十二月）二十七日戊申、晴。……四更初、車行六十里、過盧溝河至燕山城外。去燕賓館百余步。使副上馬、三節具衣冠、隨入館中亭子。……賜酒果、酒九行罷、入城。道旁無居民、城濠外土岸高厚、夾道植柳甚整、行約五里、經端礼門外方至南門。過城壕、上大石橋、入第一樓。七間無名。旁有二亭、兩旁書粉高屏牆甚長。相對開六門、以通出入。或言其中細軍所屯也。次入豐宜門。門樓九間、尤偉麗。分三門、由東門以入。

(13) 以下は確たる論拠があるわけではないが、一応記しておきたい。かりに一辺を九里とすると四辺で三十六里、そこから五里ずつ外側に拡張すると、一辺が十九里、四辺で七十六里になる。すなわち三十五里、七十五里に近い数字が得られる。なおこの点は、東北大学大学院文学研究科専門研究員である三田辰彦氏の示唆を受けて着想したものである。

(14) 慶寿寺 按寺碑、金大定二十六年所建。……翰林学士承旨徐琰撰碑、有曰、海雲・可菴皆葬寺之西南隅。至元四年新作大都、二師之塔適當城基、勢必遷徙以遂其直。有旨勿遷、俾曲其城以避之。

(15) 我々は城壁というと強固で高層なものをイメージしがちであるが、ユーラシア東部に点在した都城の城壁はそれが一般的であるとは限らない。たとえば、モンゴルのヘルレン河流域に残る三つの遼代都城遺蹟の城壁はすべて三メートルにおさまる。白石典之「ヘルレ

ン河流域における遼（契丹）時代の城郭遺跡」（荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉〔編〕『遼金西夏研究の現在（一）』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇〇八年）を参照。

- (16) 『金史』卷五、天德三年三月壬辰の條、及び同卷、四月丙午の條。

- (17) 天德三年、海陵意欲徙都於燕。上書者咸言、上京臨潢府僻在一隅、官艱於輻漕、民艱於赴愬。不如都燕以応天地之中。言与意合、廼命左右丞相張浩・張通・左丞蔡松年、調諸路民夫、築燕京。制度如汴。

- (18) 亮欲都燕、遣画工、写京師宮室制度。至於闕狹修短、曲尽其数、授之左相張浩輩、按圖以修之。

- (19) 『三朝北盟会編』卷七七、靖康二年正月二十六日丙辰の條所引『宣和錄』。

- (20) 『金史』卷五、貞元元年三月乙卯の條。

- (21) 『金史』卷八三、張浩伝。

- (22) 以下、拙稿「元代の大都南城について」（『集刊東洋学』八二、一九九九年）にもとづきつつ、改変を加えた。

- (23) 大將軍徐達遣右丞薛顥・參政傅友德・陸聚等將兵略大同、令指揮葉國珍計度北平南城。周圍凡五千三百二十八丈、南城故金時旧基也。

- (24) 中都の周回数は前掲註（9）閻文儒「金中都」に拠った。

- (25) 蘇天爵『国朝文類』卷四二、經世大典序録、工典總

序、玉工。

- (26) 『元史』卷五、中統三年三月辛酉の條。弘州はこれ以前、太宗が即位した後に（二二三四）、鎮海によつて織物業の職人がサマルカンドや開封から強制移住させられた地である。『元史』卷二二〇、鎮海伝。

- (27) 『元史』卷六、至元二年正月癸酉の條。チンカイについては、文献史料とフィールド調査との二つのアプローチから、チンカイを現在のシャルガに比定した、村岡倫「モンゴル西部におけるチンギス・カンの軍事拠点——二〇〇一年チンカイ屯田調査報告をかねて」（『龍谷史壇』一一九・一二〇、二〇〇三年）が重要な研究である。

- (28) 『析津志輯佚』は、北京図書館善本組輯『析津志輯佚』（北京古籍出版社、一九八三年）を利用し、頁数もそれによつた。

- (29) 酒樓については、酒賢『金台集』卷三「南城咏古寿安殿」の自注にも「殿基今為酒家寿安樓」とあり、元末の南城にも酒樓があつたことを伝える。

- (30) 『通制條格』卷二七、雜令、侵占官街。

- (31) 詔旧城居民之遷京城者、以賈高及居職者為先。仍定制以地八畝為一分、其或地過八畝及力不能作室者、皆不得冒地、聽民作室。

- (32) ……又於大德四年初四日、伝奉聖旨「大都裏・旧城裏有的百姓每、不揀是誰休造彈弓者。也休拿彈弓者。這般宣諭了、造彈弓的拿彈弓的打七十七。断没一半家

私者」聖旨了也。欽此。

- (33) 宇野伸浩・村岡倫・松田孝一「元朝後期カラコルム城市ハーンカー建設記念ベルシア語碑文の研究」(『内陸アジア言語の研究』一四、一九九九年)二〇頁を参照。なお、この区別は『ワッサーフ史』でも同様になされているという。

- (34) 国朝初作大都於燕京北東、大遷民実之。燕城廢、惟浮屠老子之宮得不毀。亦其修麗瑰偉、有足以憑依而自久。是故治今二十余年、京師民物日以阜繁、而歲時游觀尤以故城為盛。

- (35) 至正十一年八月既望、太史宇文公・太常危公偕燕人梁士九思・臨川黃君殷士・四明道士王虛齋・新進士朱夢炎與余凡七人、聯轡出遊燕城、覓故宮之遺蹟。凡其城中塔廟・樓觀・台榭・園亭、莫不徘徊瞻眺、拭其殘碑斷柱、為之一誦、指其廢興而論之。

- (36) 本節は、拙稿「元大都の宮殿建設」(『元史論叢』一三、二〇一〇年)にもとづきつつも、その後の知見を組み込んで、大きく改変を加えた箇所がある。また、陳高華「元大都的皇城和宮城」(『元史論叢』一三、二〇一〇年)も参照。

- (37) 福田美穂「元大都の皇城に見る『モンゴル』的要素の発現」(『仏教藝術』二七二、二〇〇四年)を参照。ただし、新宮字氏は元代では「皇城」が宮城を指すとして、「蕭牆」という語を用い、外城―蕭牆―宮城の三重構造であった説明している。新宮字「近世中国に

おける皇城の成立」(王維坤・宇野隆夫〔編〕『古代東アジア交流の総合的研究』国際日本文化研究センター、二〇〇八年)を参照。本稿では一般的な呼称というところから「皇城」にした。ただ、新宮氏が再三強調して述べているように、史料上で「皇城」と表記された場合、「宮城」を指す場合が多いという点は注意を払わなければならない。

- (38) 元の上都の構造については、東亜考古学会「上都——蒙古ドロンノールに於ける元代都址の調査」(東亜考古学会、一九四一年)、賈洲傑「元上都調査報告」(『文物』一九七七・五)を参照。

- (39) ほかに、『通國學古録』卷二三「大都城隍廟碑」、『南村輟耕錄』卷二一「宮闕制度」も至元四年からの建設とする。

- (40) 詔安肅公張柔・行工部尚書段天佑等同行工部事、修築宮城。併天府監入宣徽院、仍以宣徽使專領監事。詔賜高麗以至元四年曆日、仍慰諭之。建大安閣于上都。鑿金口、導盧溝水以灌西山木・石。

- (41) この工事に関わり、その後の大都城内の様々な建設工事にあたっても重要な役割を果たした段貞については、拙稿「元朝の大都留守段貞の活動」(『歴史』九八、二〇〇二年)を参照。

- (42) 羅哲文「元代『運使図考』」(『文物』一九六二・一〇、のち『羅哲文文集』華中科技大学出版社、二〇一〇年所収)によると、西山での森林伐採は元代にピーク

クを迎えたという。石炭の使用については、陳高華「大都的燃料問題」(『元史研究論考』中華書局、一九九一年)を参照。

- (43) 金口運河の開削における郭守敬の果たした役割については、長瀬守「元朝における郭守敬の水利事業」(『中国水利史研究』一、一九六五年、のち『宋元水利史研究』国書刊行会、一九八三年所収)六三八―六四〇頁を参照。また金口運河については、蔡蕃『北京古運河与城市供水研究』(北京出版社、一九八八年)一九―三二頁も参照。

- (44) (至元)二年、授都水少監。……又言「金時、自燕京之西麻峪村、分引瀘溝一支、東流穿西山而出、是謂金口。其水自金口以東、燕京以北、漚田若干頃、其利不可勝計。兵興以來、典守者懼有所失、因以大石塞之。今若按視故迹、使水得通流、上可以致西山之利、下可以広京畿之漕。」上納其議。

- (45) 杉山正明「クビライと大都——モンゴル型『首都圈』と世界帝都」(梅原郁(編)『中国近世の都市と文化』京都大学人文科学研究所、一九八四年、のち『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、二〇〇四年所収)一四五―一四六頁を参照。

- (46) 『元史』卷五、中統四年三月庚子の條、及び至元年二月壬子の條。

- (47) 繩局 中統五年始置。提領一員、祇応司、国初建開平府宮闕・燕京瓊華島上下殿宇。ただし、この部分、

『元史』卷九〇、百官志六には、大都留守司以下の部局として、修内司と祇応司があり、修内司所屬の部局として繩局があるという。

- (48) 成宗元貞二年十月、樞密院臣言「昔大朝会時、皇城外皆無牆垣、故用軍環繞、以備圍宿。今牆垣已成、南北西三畔皆可置軍、独御酒庫西、地窄不能容。臣等与丞相完沢議、各城門以蒙古軍列衛、及於周橋南置戍樓、以警昏旦。」從之。

- (49) この史料の「皇城」が「宮城」を指すことは、前掲註(37)新宮字「近世中国における皇城の成立」を参照。

- (50) 都堂鈞旨。「送下監修宮也黒迷兒丁呈、〔捉獲跳過太液池園子禁牆人楚添兒。本人狀招〔於六月二十四日、帶酒、見倒訖土牆。望潭内、有船。採打蓮蓬、跳過牆去。被提到官罪犯。〕〕法司擬、闌入禁苑、徒一年、杖六十。部擬、五十七下。省准擬。」

- (51) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構——元典章成立の時代的・社会的背景」(『東方學報』(京都)二四、一九五四年、のち『宮崎市定全集』(一一)岩波書店、一九九二年所収)によると、至元八年(一二七二)までの裁判は法司↓刑部↓都省(中書省)の連続審理であつたという。この判例は、上記の手續きを正確に踏まえている。

- (52) 陳垣『元西域人華化考』卷五「三 西域人之中国建築 也黒迷兒燕京宮闕」(『国學季刊』一一四、一九二

三年、及び『燕京学报』二、一九二七年、のち『勳紘書屋叢刻(上)』北京師範大学出版社、一九八二年所収)を参照。

(53) 歐陽玄『圭齋文集』卷九「馬合馬沙碑」。

(54) 『元史』卷七、至元七年二月丁丑の條。

(55) 『元史』卷七、至元八年二月丁酉の條。

(56) 宮城周回九(六)里三十步。東西四百八十步、南北六百十五步、高三十五尺、輻輳。至元八年八月十七日申時動土、明年三月十五日即工。

(57) 『元史』卷七、至元九年五月乙酉の條。

(58) 森平雅彦『寶王錄』にみる至元十年の遣元高麗使——『東洋史研究』六三—二、二〇〇四年)を参照。また、この論考が発表されたのち、陳得芝「読高麗李承休『寶王錄』——域外元史史料札記之二」(『中華文史論叢』二〇〇八—二)も公表された。

(59) 『元史』卷八、至元十年十月庚申條。

(60) 『元史』卷八、至元十一年正月己卯朔の條。また、孫承沢『春明夢余錄』卷七「正殿 朝政」も参照。ちなみに、この時の高麗からの使者は前年の十一月に高麗を出発している(『高麗史』卷二七、元宗十四年十一月己亥の條)。

(61) 数値は、傅熹年「元大都大内宮殿的復元研究」(『考古学报』一九九三—一、のち『傅熹年建築史論文選』百花文藝出版社、二〇〇九年所収)にもとづく。

(62) 『元史』卷八、至元十一年四月癸丑の條。

(63) (至元二十三年)二月十一日……(中略)……一奏

「如今、皇帝聖旨裏「教秘書監編修「地裏文書」者」麼道。秘書監裏勾當裏行的人都在大都裏住有、秘書監在旧城裏頭有。来往生受有、勾當也悞了有。大都裏頭一個織司單絲紬的局有、那裏頭個人住有。那的交移的旧城裏入去、做生活者。那局根底做秘書監呵、怎生。」麼道奏呵「省官人每根底說者。那的中呵、与者。不中呵、別個房子与者。無呵、道与那壞教蓋与者。」麼道聖旨了也。

(64) 以下は、拙稿「元の大都における仏寺・道觀の建設——大都形成史の視点から」(『集刊東洋学』一〇五、二〇一一年)の考察にもとづく。

(65) 『順天府志』(北京大学出版社、一九八三年)卷七「寺」。万寧寺在金台坊。旧当城之中、故其闕名中心。今在城之正北。

(66) 拙稿「元の大都における中央官庁の建設について」(『九州大学東洋史論集』三七、二〇一〇年)を参照。

(67) この点は、拙稿「科举制よりみた元の大都」(『宋代史研究会研究報告第九集「宋代中国」の相対化」汲古書院、二〇〇九年)の「おわりに——科举制の整備よりみた元の大都の開発」で述べている。

(68) 前掲註(45) 杉山正明「クビライと大都」一五七頁を参照。

(69) 以上の北京改造工事についての概略は、新宮学「明代の首都北京の都市人口について」(『山形大学史学論

集』一一、一九九一年）にもとづく。

(70) この点で注目すべきものとして、妹尾達彦「北京の小さな橋——街角のグローバル・ヒストリー」（関根康正〔編〕『ストリートの人類学（下）』国立民族学博物館調査報告八一、二〇〇九年）がある。この論考は、北京市内にある銀錠橋を起点として、橋の歴史から始まり、北京そしてユーラシアの都市を概観する大きな試みである。

『付記』 本稿は「中国社会文化学会二〇一一年度大会 シンポジウム 都城の変貌：東アジアの九世紀―一五世紀」で報告した内容にもとづく。報告の機会を与えていただいた妹尾達彦先生、コメンテーターを担当していただいた小島毅先生、そして有益なご意見を与えて下さった参加者の方々に、末尾ながら謝意を申し上げたい。なお、本稿は科学研究費補助金による研究成果の一部である。